

無所属府中 府中市議会基本条例の検証について

一昨年議席をいただいた新人議員として、平成 31 年 4 月 1 日に施行された府中市議会基本条例について、第 1 条から第 18 条までそれぞれ検証を行いました。

第 1 条や第 8 条の中で二元代表制として首長、議会がともに住民を代表することを改めて認識し適切な役割を果たさなければならないと確認いたしました。

第 2 条から第 4 条においては議会として、議員としての活動を適切に行うため、条例に基づいた品位ある活動をしなければならないと認識いたしました。

第 5 条においては非常時こそ議員として市民の安全と安心を守るため先頭に立って活動を行うため、日頃から ICT を活用し訓練を行なっています。

第 6 条と第 7 条に示されている通り、市民にとって開かれた議会であるため、インターネット中継や会議録の公開を行なっています。

第 9 条から第 12 条、第 14 条から第 16 条においては議員としての活動を円滑に進めるため、ハード面を充実させることが市民に選ばれた議員としての議会内での活動を担保することを確認いたしました。

第 13 条と第 17 条、第 18 条においては府中市単独ではなく東京都内の 23 区を含む自

治体も参考にすると必要があると感じました。

今後も新人議員として市民の声を適切に把握し、この度検証を行なった府中市議会基

本条例を遵守し、高い倫理観と品位に基づいた議員活動に努めてまいります。